

旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、裁判官を常駐させることを求める意見書

名寄市を管轄する旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部には、裁判官が常駐していません（以下、裁判官が常駐していない地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を「日常駐支部」という）。

非常駐支部においては、裁判官が常駐していないために、当該支部で裁判を行うためには、本庁又は他の支部に勤務している裁判官が、当該支部に赴かなければなりません（これを「填補」という）。裁判官が支部に赴く頻度は月に数日です（裁判官が填補される日を「填補日」という）。

このように、非常駐支部では、月に数回しか填補日がなく、その填補日にしか裁判が開けないため、その日に各種事件（民事、刑事、家事等）の審理が集中します。そのため、非常駐支部の裁判においては、十分な審理時間が確保できない、あるいは、次回期日が相当先にしか入らないという事態が生じており、住民の裁判を受ける権利の保障において支障となっています。

特に、その支障は、証人尋問を要する裁判手続、家時調停事件、DV防止法に基づく保護命令申立事件において顕著です。また、支部においては、労働審判事件を申立てることができないという不都合も生じています。

憲法第32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と定めています。司法は、社会インフラであり、国民の裁判を受ける権利は、都市部の住民と地方の住民とに、等しく保障されるべきものであります。

支部在住の住民の裁判を受ける権利を保護するための施策として、非常駐支部を解消することが急務です。

よって、国会及び政府においては、国民の裁判を受ける権利を守り、非常駐支部管轄内の住民の司法的救済の途を充足させるため、旭川地方裁判所名寄支部及び旭川家庭裁判所名寄支部に、裁判官を常駐させることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

北海道名寄市議会

衆議院議長 }  
参議院議長 }  
内閣総理大臣 } 宛